政令

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第十七号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）附則第一条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年九月三十日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

資金決済に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第十八号

資金決済に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

資金決済に関する法律の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人

資金決済に関する法律施行令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十二年三月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第十九号

資金決済に関する法律施行令

内閣は、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　前払式支払手段（第三条―第十二条）
第三章　資金移動（第十三条―第二十条）
第四章　資金清算（第二十一条・第二十二条）
第五章　認定資金決済事業者協会（第二十三条）
第六章　指定紛争解決機関（第二十四条―第二十六条）
第七章　雑則（第二十七条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。

（資金移動業の対象となる取引）

第二条　法第二条第二項に規定する政令で定める取引は、百万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引とする。

第二章　前払式支払手段

（発行者との密接な関係）

第三条　法第三条第四項に規定する政令で定める密接な関係は、次に掲げる関係とする。

一　前払式支払手段（法第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。以下この章において同じ。）を発行する者（以下この項において「発行者」という。）が個人である場合におけるその者の親族である関係

二　法人が他の法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する関係

三　個人及びその親族が法人の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有する場合における当該個人と当該法人との関係

四　同一の者（その者が個人である場合には、その親族を含む。）によってその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を直接又は間接に保有される法人相互の関係（第二号に掲げる関係に該当するものを除く。）

五　発行者が行う物品の給付又は役務の提供と密接不可分な物品の給付又は役務の提供を同時に又は連続して行う者がある場合における当該者と当該発行者との関係（前各号に掲げる関係に該当するものを除く。）